

6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

- 市全体の人口が減少する一方、中心市街地の人口は横ばい傾向で、本市に占める割合は令和 6 年には 3.6%で、微増傾向にある。
- 老年人口の割合は微増傾向で、高齢化が進行している。
- 世帯人員数は、本市及び中心市街地区域内ともに減少傾向であり、本市の 1.94 人に対し中心市街地区域内は 1.79 人と少なく、単身者等が増加していると推察される。
- 民間マンションが今後も建設されることが見込まれる一方で、既存住宅も十分にある状況である。

【事業の必要性】

- 人口減少、高齢化に対応したコンパクトシティの推進のため、JR 松山駅や松山市駅の交通結節機能の強化や周辺事業の一体的な推進、商業や住宅、広場、駐車場など、都市機能が充実した、高質・快適かつ豊かな居住環境の形成が必要である。
- 既存住宅を有効活用し、空き家の増加抑制、良好な住環境整備を促進する必要がある。

【フォローアップ】

基本計画に位置付けられた事業について、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】6-1 【事業名】移住定住促進事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～終期末定		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	人口減少が進む中、松山への定着と新しい人の流れをつくるため、特に、都市部からの I ターン、Uターンの促進と若者世代の流入・定着促進に軸を置き、移住相談体制及び移住体験機会の充実を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	まちなか居住の促進が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施期間】	令和 6 年度～令和 8 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】6-2 【事業名】(再掲)松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	松山駅周辺地区は、関係機関が一体となり連続立体交差事業と土地区画整理事業に取り組んでいる。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成 ○ 誰もが安全で快適に移動しやすい環境の創出 		
【目標指標】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合 ○ 1日あたりの公共交通利用者数 		
【活性化に資する理由】	交通結節機能の強化や松山駅周辺の東西交通の利便性の向上並びに魅力ある都心居住環境の創出を図る事業のため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) ○ 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) ○ 無電柱化推進計画事業補助 ○ 社会資本整備総合交付金(まちなかウォークブル推進事業) ○ 官民連携基盤整備推進調査費 		
【支援措置実施期間】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年度～令和 8 年度 ○ 平成 22 年度～令和 8 年度 ○ 令和 2 年度～令和 8 年度 ○ 令和 4 年度～令和 8 年度 ○ 令和 6 年度 	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】6-3 【事業名】(再掲)湊町三丁目 C 街区地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～令和 14 年度		
【実施主体】	湊町三丁目 C 街区地区市街地再開発組合(予定)		
【事業内容】	中央商店街に面する地区で、商業施設・公益施設・住宅・駐車場・広場等を備える新たなにぎわいスポットを整備するとともに防災性の高い市街地形成を促進する事業である。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業の実施により商業施設・公益施設・住宅・駐車場・広場等が整備されることで、居住環境の改善や地区周辺への出店促進が見込まれるため、中心市街地活性化に必要である。		
【支援措置名】	○ 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ○ 防災・安全交付金(市街地再開発事業)		
【支援措置実施期間】	○ 平成 30 年度～令和 1 年度 ○ 令和 9 年度～令和 14 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】6-4 【事業名】(再掲)一番町一丁目・歩行町一丁目地区第一種市街地再開発事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～令和 12 年度		
【実施主体】	一番町一丁目・歩行町一丁目地区市街地再開発準備組合(予定)		
【事業内容】	ホテル・住宅・駐車場・広場等を備える新たなにぎわいスポットを整備し、観光・生活都市としてのブランド強化を目指すとともに防災性の高い市街地形成を促進する事業である。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	市街地再開発事業の実施により居住環境の改善見込まれるため、中心市街地活性化に必要である。		
【支援措置名】	○ 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業) ○ 防災・安全交付金(市街地再開発事業)		
【支援措置実施期間】	○ 平成 29 年度～令和 1 年度 ○ 令和 8 年度～令和 12 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】6-5 【事業名】(再掲)商店街保育事業

【事業実施時期】	平成 23 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	松山市		
【事業内容】	小規模保育・託児・地域子育て支援拠点事業の実施により、保育ニーズの高い 3 歳未満児の保育の受け皿の拡充や商店街に来た子ども連れ世帯の利便性の向上と商店街の活性化を図る。		
活性化を実現するための位置づけ及び必要性			
【目標】	○ 様々な人々を惹きつける商業と観光コンテンツの充実によるにぎわいの創出 ○ コンパクトシティの推進で豊かな生活ができる居住環境の形成		
【目標指標】	○ 中央商店街の空き店舗率 ○ 市全体に占める中心市街地の人口割合		
【活性化に資する理由】	中心市街地での保育の受け皿の拡充や商店街の活性化を図るもののため、中心市街地の活性化に必要である。		
【支援措置名】	○ 子どものための教育・保育給付交付金 ○ 子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施期間】	○ 平成 24 年度～令和 9 年度 ○ 令和 5 年度～令和 9 年度	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし